

離婚

離婚に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェック シートも確認してください		1 階 1 番窓口 （市民課）	
	前配偶者と同居中で、生計を別に行っている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード			
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を 称する届 （戸籍法 77 条の 2 の届）	※受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届等	※受付窓口でご相談ください			

保険	国民健康保険に加入中で、姓など、資格確認書等の記載 に変更がある方	新しい資格確認書・資格情報のお知らせの交付	変更前の資格確認書・資格情報 のお知らせ		1 階 2 番窓口 （市民課）	
	→70 歳から 74 歳までの方	新しい資格確認書・資格情報のお知らせの交付（後日郵送）	変更前の資格確認書・資格情報 のお知らせ			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書			
		国民年金の加入 （20 歳から 60 歳未満） ※資格喪失日より 14 日以内				
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額 認定証 ・特定疾病療養受療証等			

こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 （0 歳～高校生世代）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者のマイナンバーカード ・請求者の健康保険証（資格確認 書） （3 歳未満の子供がいる場合のみ） ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください		1 階 7 番窓口 （こども未来課）	
	子ども医療費受給者証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方（0 歳～高校生世代）	子ども医療費助成の受給者証の 変更・喪失	・子ども医療費受給者証 ・子どもの健康保険証（資格確認 書） ・主たる生計維持者の通帳 ※同意書や認印が必要な場合が あります			
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください			
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更等				
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	・学校及び教育委員会で受け取っ た申請書類 ・所得課税証明書 ・各証明書		4 階 4 － 1 番窓口 （学校教育課） 該当の小・中学校	

高 齢	姓が変わる方で、75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書 の交付（後日郵送）	変更前の後期高齢者医療資格 確認書		1 階 6 番窓口 （高齢者支援課）	
	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更	介護保険証			
	姓が変わる方で各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更	負担割合証 負担限度額認定証等			

障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		1 階 8 番窓口 （福祉課）	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者 資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証（資格確認書） ※認印が必要な場合があります			
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください			

税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更・支払方法の変更	お電話で手続きできます		2階2－7番窓口 (水道局お客様センター) 0966-22-5497
	税・料等の口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		1階4番窓口 (税務課)
その他	防災ラジオの変更・返却が必要な方	防災ラジオ申請事項変更届・返還届	防災ラジオ (A Cアダプター等含む)		3階3－8番窓口 (防災課)
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	※受付窓口でご相談ください		2階2－1番窓口 (住宅政策課)

人吉市役所
〒868-8601
人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話
0966-22-2111

開庁時間
午前8時30分～午後5時15分
※木曜日のみ窓口業務を午後7時まで延長
(土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日は閉庁します)







みんなが幸せを感じるまち。
ずっと住み続けたいまち。
ひとよし

手続きチェックシート

離婚される場合

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成人2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。届出には審判書の謄本が必要です。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類が届出の日にとろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証（資格確認書）
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。